

「柏原市エンディングノート」協働発行业務に係る企画提案募集要領

1 事業概要

(1) 事業の名称

「柏原市エンディングノート」協働発行业務

(2) 事業の目的

人生の終末期に備えて、医療・福祉・介護サービスなどの情報をわかりやすく掲載し、高齢者が治療・介護・葬儀などに関して自分の希望を記しておくノートを発行することにより、高齢者の権利擁護を図るもの。

(3) 発行部数

1,000部

(4) 仕様等

「柏原市エンディングノート」協働発行业務仕様書のとおり

(5) 費用負担

本事業による企画、デザイン、編集、印刷製本の発行等に要する一切の経費は、協働発行业務者が負担し、柏原市は一切の費用を負担しない。

2 協働発行业務に係るスケジュール

企画提案募集要領の公表	令和5年11月10日（金）
質問受付	令和5年11月10日（金）～ 11月14日（火）
質問回答	令和5年11月15日（水）
応募受付	令和5年11月16日（木）～ 11月22日（水）
事業者選定	令和5年11月中旬
選定結果通知	令和5年11月中旬～11月下旬
協定締結	令和5年11月下旬
校正等	協定締結から発行まで（2～3回程度）
発行	令和6年3月頃
配布期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 参加資格条件

本事業へ参加できる者は、次に掲げる条件にすべて該当し、「柏原市エンディングノート」協働発行业務者参加資格確認書により、その資格が確認された者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。
- (5) 本事業と同種又は類似する業務実績及び協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有すること。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。

4 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和 5 年 11 月 10 日（金）午前 9 時から 11 月 14 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 質問書の提出方法及び提出先

「柏原市エンディングノート」協働発行业務質問書により、(1) の期間に健康部高齢介護課（kaigo@city.kashiwara.lg.jp）へ電子メールで提出すること。

(3) 質問書に対する回答

質問及び回答は、令和 5 年 11 月 15 日（水）に市ウェブサイトで公開する。

(4) 注意事項

質問書に対する回答の内容は、本企画提案募集要領の追加又は修正とみなすものとする。

5 応募受付及び提出

(1) 受付期間

令和 5 年 11 月 16 日（木）午前 9 時から 11 月 22 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

- ① 「柏原市エンディングノート」協働発行业務参加申込書 1 部
- ② 「柏原市エンディングノート」協働発行业務参加資格確認書 1 部
- ③ 「柏原市エンディングノート」協働発行业務企画提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- ④ 過去に地方自治体等と協働発行した同種の刊行物及び契約書の写しなど類似業務の実績を確認できる資料

(3) 提出方法

(2) の書類を健康部高齢介護課（8 担当者及び連絡先参照）へ持参または郵送にて提出すること。

(4) 「柏原市エンディングノート」協働発行业務企画提案書について

- ①提案書添付資料は、A4判又はA3判とし、様式及び枚数は自由とする。
- ②提案書添付資料は、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 協働事業についての考え方と方針
 - イ 制作体制、意見・質問・苦情対応体制、広告等審査体制等
 - ウ 事業スケジュール
 - エ 「柏原市エンディングノート」の内容提案
総頁数、情報頁数、広告頁数、紙質、製本デザイン、規格、刷り色、構成、掲載記事案（5頁程度）
 - オ 広告掲載基準、広告掲載予定数及び広告募集計画（募集の手順等）
 - カ その他PR資料

(5) 留意事項

- ①企画提案書提出後の差し替え・修正は認めない。
- ②虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- ③応募者は、提出書類をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ④採用された企画提案の内容は、採用となった協働発行业務者と協議の上、変更することがある。

6 協働発行业務者の選定方法及び協定の締結

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書を基に書類審査を実施する。（必要に応じてヒアリングを実施。）

柏原市が設置する選定委員会で提案書を総合的に審査し、最も評価が高い者を協働発行业務者として決定する。

(2) 評価基準

項目及び配点（100点満点/委員）は次のとおりとする。

最上位者の合計点数が同点となった場合は、協働発行业務者選定委員会の委員長の決するところによる。

なお、参加者が一者であっても選定委員会は実施するものとし、合計点数が600点満点中300点に満たないときは、協働発行业務者を選定しないものとする。

① 企画提案の内容（50点満点）

- ア 記事と掲載する広告のバランスは適切であるか。
- イ 記事の配置が情報を検索しやすいようになっているか。
- ウ 文字サイズやレイアウト、文面等、読み取りやすいデザインになっているか。
- エ 市民にとって有意義な企画提案があるか。
- オ 広告掲載の基準が明確（独自基準など）であり、広告の募集及び掲載計画は適当か。

- ② 協働事業への理解度、積極性及び類似業務取扱実績（20 点満点）
 - ア 協働事業への理解度、積極性が認められるか。
 - イ 同種又は類似業務の実績は十分にあるか。
- ③ 事業実施の実現性（30 点満点）
 - ア 組織及び体制は適当か、また、ノートに対する意見、質問、苦情等に即座に対応できるか。
 - イ 事業スケジュールは適当か。
 - ウ 広告が法令などに適合しているかなど調査する体制が整っているか、また、法令違反等が発見された場合、速やかに回収する方法などが準備されているか。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書提出者全てに対して書面で通知する。

(4) 協議の締結

市は、選定された協働発行事業者と、速やかに協議を行い本事業に係る協定の締結をする。

7 その他

- (1) 質問・応募・提出に要する費用等はすべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 協働発行事業者の選定については、総合点による順位のみ市ウェブサイトで公表する。

8 担当者及び連絡先

柏原市 健康部 高齢介護課（担当：^{かなた}金田・^{すずき}鈴木・^{かみむら}上村）

住所：〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

TEL：072-972-1570

FAX：072-970-3081

Email：kaigo@city.kashiwara.lg.jp